

武雄ボーイズ 球団規約

第1章 総則

第1条(名称)

本球団は「武雄ボーイズ」と称する。

第2条(所属団体)

本球団は「一般社団法人 J-FRONTIER TAKEO」(以下、J・F・Tという)に所属し運営に関わる業務の支援・協力の下、本球団活動を行うものとする。

第3条(加盟団体)

本球団は「公益財団法人日本少年野球連盟(通称:ボーイズリーグ)」(以下、連盟という)に加盟する。

第4条(事務局所在地)

本球団の事務局は佐賀県武雄市朝日町に置く。

第2章 目的及び活動

第5条(目的)

本球団は連盟の趣旨に則り、地域の少年・少女に正しい野球のあり方を指導し、野球を通じて心身の錬磨とスポーツマンシップを理解させることに努め、規律を重んじる明朗な社会人としての基礎を養成するとともに、地域の未来のアスリートの育成を図りながら、次代を担う部員の健全育成を図ることを目的とする。

第6条(活動)

本球団の活動は、「公益財団法人日本少年野球連盟寄附行為」に則って、前条の目的に適う健全な指導のもとに次の活動を行う。なお、活動は火曜・木曜・土曜・日曜・祝日を原則とする。

(1) 練習

武雄市民球場又はASTro Sport Field TAKEO BASEにて練習をおこなう。

(2) 大会参加

連盟主催の公式大会、支部主催の公式大会、連盟所属のチームや協会が主催する地区大会に参加する。なお、参加する大会についての詳細は年度毎の「年間行事予定表」に示す。

(3) 練習試合

お互いの野球技術の向上及び友好親善を旨とする練習試合を県内チームはもとより他府県チームともおこなう。

(4) その他

地域との交流を深める催しなどに積極的に参加する。

第3章 団員

第7条(加入資格)

1. 本球団に加入できるのは、中学校1年生～中学校3年生までの心身ともに健康で健全な男女とし、保護者の同意が得られる者とする。但し、小学生は本人とその保護者が希望し、球団スタッフが認めた場合とする。
 - (1) 4月1日から翌年の3月31日までの1年を部員の有資格期間とする。
 - (2) 部員の資格は入部届が受理された時をもって取得し、退部届が受理された時、または中学3年生の12月31日をもって喪失する。
 - (3) 中学3年生は8月31日以降、参加対象に応じる大会以外の公式試合には出場できない。
 - (4) 中学3年生は9月から12月までの期間は部費を1/2に減免し、この期間は練習生として本球団の練習に参加することができる。
2. 本球団の加入資格は、次の全ての事項の要件に該当し同意したもののみ与える。
 - (1) 本球団の趣旨に賛同し、本規約を遵守すること
 - (2) スポーツ活動に適した健康状態を保ち、健康状態に変化があった場合は速やかに報告すること
過去に本球団より除名等の処分を受けていないこと
 - (3) 本球団が別途定める審査手続きにおいて加入資格が認められること
 - (4) 本球団に対し、自らが反社会的勢力でないこと、反社会的勢力等に対して直接または間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、利益供与を行わない及び今後も行わないことを同意するもの。
 - (5) 本球団に対し、自らまたは第三者を利用して次のいずれの行為も行わないことを同意するもの。
 - ① 暴力行為又は暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 他の団員を含む第三者やスタッフ、本球団を誹謗中傷し、または名誉を毀損する行為(SNSでの発信を含む)
 - ⑤ その他、本球団が団員として相応しくないと認める行為

第8条(加入手続・変更手続)

- (1) 本球団に入団を希望する場合は、球団所定の方法により入団申し込みを行い、球団の入団審査を得なければならない。
- (2) 球団の入団審査が認められない場合は入団することができない。また、審査内容についてはいかなる場合においても開示しない。
- (3) 本球団の入団対象者は未成年者の為、本球団に対する一切の責任を保護者は団員ご本人と連帯して負うものとする。
- (4) 団員は、入団申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに球団スタッフに連絡し変更手続をおこなう。

第9条(活動参加)

団員はチームが行うすべての活動に積極的に参加しなければならない。

第10条(選手の心構え)

- (1) 如何なる場合でも、本球団の選手であるという自覚をもって行動し、中学生・小学生としての本分を忘れずに勉学に励むこと。
- (2) 如何なる場合でも、対戦相手を誹謗中傷することなく、スポーツマンシップの精神に従い親善試合を旨とした態度でなければならない。

第11条(脱退及び除名)

団員が退部する場合、本球団所定の手続を行い、球団の承認を得なければならない。

- (1) 原則として他チームへの移籍は認めない。
- (2) 退部する日に属する月の部費は納入しなければならない。また、会費の免除、減額、返金は認められない。
- (3) 連盟及び本球団の趣旨に反する行為や球団規約に定められた事項に反する行為に該当した場合、球団スタッフで審議の上、除名することができるものとする。また、相当な期間内に該当行為が是正されなかった場合、本球団が不適切と判断した場合も同様とする。
- (4) 部費を3か月以上滞納した場合、当該団員を退部させることができるものとする。
- (5) 一度退部した者が再入団を希望する場合、球団スタッフの承認を必要とする。また、認められた場合、原則として入団金は徴収しないものとする。

第12条(休部)

団員の都合によりチーム活動を1ヶ月以上休む場合は、本球団所定の休部届を休部前日までに、監督へ提出し休部することができる。また、休部期間中の部費は1/2に減免し、復帰する月の部費は満額納入する。但し、休部届の提出がない場合は、休部期間中の部費1/2減免は適用しないものとする。

第4章 球団の構成

第13条(球団スタッフの編成)

球団代表は、目的を達成する為に有効な球団スタッフの編成を行うものとする。また、連盟大会規定に基づき、監督・コーチ・マネージャーを選任し連盟に登録する。

第14条(チーム編成)

選手のポジションや大会の参加メンバーの決定、主将・副主将等のチームの編成に関わるすべての決定は監督またはその代行者が行うものとする。

第5章 球団スタッフ

第14条(球団)

本球団の活動の統括を担当するスタッフを選任し、役割を以下のとおり定めることとする。

- (1) 球団代表(1名)
球団運営及び活動を統括し、対外折衝に全責任を負う
- (2) 球団副代表(複数名)
球団代表を補佐するとともに、球団代表に支障があるときはその役務を代行する
- (3) 顧問(若干名)
本球団の活動に関して球団スタッフの求めに応じて必要な助言を行うことができる
- (4) 監督(1名)
チームの指導方針・練習方法・選手起用・大会参加メンバー等の指示、指導、決定のすべての権限とその責任を有する
- (5) コーチ(複数名)
監督の要請に従って監督を補佐し、監督に支障があった場合はその役務を代行する
- (6) 事務局(1名)
球団運営について実質的な管理を行う
- (7) 支部審判(1名以上)
支部の審判業務をおこなう。

第15条(球団スタッフの選任)

本球団のスタッフは球団スタッフ会議で選任する。

第16条(球団スタッフの任期)

球団スタッフの任期は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。但し、再選を妨げない。年度途中で解任、欠員または増員が発生した場合、球団スタッフ会議の承認を得て補充することができる。この場合の任期は前任者の残任期間、またはその残存期間とする。

第17条(球団スタッフの解任)

球団スタッフとして相応しくない行為があると認められる場合は、球団スタッフの2/3以上の議決により解任することができる。

第6章 運営

第18条(指導)

構成と役割は以下の通り定める。

- (1) 構成は、球団代表・監督・コーチとする。また、必要に応じて外部より臨時コーチやトレーナーなど招集できる。

- (2) チーム活動全体及び選手個人の指導方法、練習や練習試合の活動計画、練習日や練習場所の決定、指導者の割り振り等、チームの目的達成の為に協議することを役割とする。

第7章 保護者会

第19条(保護者会結成)

保護者は球団運営とは別に保護者会を結成することができる。結成する場合は、本球団に所属する選手の全保護者で構成することとし、保護者会は側面より球団の活動に協力・支援することを役割とする。また、保護者会の組織運営や会計は保護者会で完結するものとし、本球団はその運営について一切関与しないものとする。

第8章 会計

第20条(運営費)

本球団は、入団金・部費及び寄付金、その他をもって運営する。原則として、一旦納入いただいた部費等は返還しないものとする。但し、入団を不承認とした場合は除く。

[入団金]・・・ 10,000円

[部費]・・・ 9,000円(月額)

- (1) 入団金は、同一世帯から同時に複数名が入団する場合、または、1年間に順次入団した場合は年長者(兄・姉)の徴収分のみとする。
- (2) 部費について、同一世帯から複数名が同時に在団する場合の団費は、年長者(兄姉)のみ通常の月額を徴収し、年少者(弟妹)については 7,000円とする。
- (3) 団活動が終了する最終学年(3年生)の9月以降は部費を1/2とする。
- (4) 部費の支払いは、指定口座より毎月15日に当月分を口座振替にて徴収する。
- (5) 遠征や合宿、親善試合等の参加する場合必要に応じて別途費用を徴収する。

第21条(会計期間と会計監査)

- (1) 会計期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
- (2) 球団の会計報告は、会計監査を経た後、球団スタッフ会議で承認を得て保護者会へ報告することとする。

第22条(選抜チームへの選出)

本球団に所属する選手が、選抜チームへ選出された場合の補助について以下のとおり定める。

- (1) 選手の旅費は全額補助対象とする。
- (2) 保護者等の帯同者の旅費は補助対象外とする。
- (3) ユニフォーム等必要購入品の費用は補助対象外とする。
- (4) 選抜チームの定義は球団が別途定める事項を満たすものに限る。
- (5) 補助をするにあたり、球団が別途定める書類の提出をもって補助するものとする。

第9章 保険と安全責任

第23条(保険と安全責任)

- (1) 球団は団員の健康管理及び安全確保に留意し、チーム活動中に事故のないよう努めることとする。また、団員は球団が定めた事項を遵守するものとする。
- (2) 団員は全員、保護者は必要に応じて球団負担による本球団指定のスポーツ安全保険に加入するものとする。

第24条(範囲)

球団での活動中の怪我や事故、第三者に傷害や損害を与えた場合の賠償については前項のスポーツ安全保険の範囲内で対処するものとする。また、団員同士、保護者同士またはそれぞれが第三者との間に生じた係争やトラブルについて、本球団は一切関与しないものとする。

第25条(免責)

以下の事項に該当しても団員は本球団及び指導者に対し、一切の損害賠償を請求及び異議申し立てをしないものとする。

- (1) 試合及び練習中の怪我や事故
- (2) 試合会場や練習場内での事故
- (3) 遠征を含む送迎中の事故
- (4) その他の突発的な事故

第26条(慶弔及び祝い金)

- (1) 団員及び団員の第一親等(両親)の死亡時は球団より10,000円を慶弔金とする。
- (2) 卒団生の甲子園出場祝い金として所属高校に10,000円、選手本人に5,000円を贈る。

第10章 個人情報の管理及び肖像の使用

第27条(個人情報の管理)

本球団は団員またはその保護者から取得した個人情報について、個人情報保護法やその他の法令及び別途定める個人情報保護方針に従って管理する。

第28条(肖像の使用)

本球団は団員及び保護者の肖像を含む写真、動画等をホームページや各種SNS、チームパンフレットやポスター等に使用することができ、団員は別途誓約書への署名をもって予め承諾するものとする。また、団員またはその保護者がやむを得ない事情により肖像の使用の中止を求める場合は、本球団と該当団員と協議した上でその取り扱いを決定するものとする。

第11章 補則

第29条(本規約の改定)

本球団は本規約及び諸規約を改定することができる。また、本規約に定めのない事項については、球団及びJ. F. Tがその内容に応じて会議を開催し十分な協議を行い決定することとする。

付則

この規約は、平成29年10月10日より施行する。

平成30年12月 1日一部改正

令和 4年11月 1日一部改正

令和 6年 1月19日一部改正